吸収合併に係る事後開示書面

（会社法第801条第１項および会社法施行規則第200条に基づく書面）

2021年４月１日

株式会社ソラスト

2021年４月１日

東京都港区港南一丁目７番18号
株式会社ソラスト
代表取締役社長　藤河芳一

当社は、2020年８月20日付で株式会社ティー・エム・メディカルサービス（以下「ティー・エム・メディカルサービス」といいます。）、株式会社ピナクル（以下「ピナクル」といいます。）および株式会社JAWA（以下「JAWA」といいます。）との間で締結した合併契約書に基づき、2021年４月１日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、ティー・エム・メディカルサービス、ピナクルおよびJAWAを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件吸収合併」といいます。）を行いました。

本件吸収合併に関し、会社法第801条第１項および会社法施行規則第200条に定める事項は下記のとおりです。

記

１．吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第１号）

2021年４月１日

２．吸収合併消滅会社における会社法第784条の２の規定による請求に係る手続の経過、会社法第785条及び第787条の規定並びに第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第200条第２号）

（１）吸収合併をやめることの請求

該当事項はありませんでした。

（２）反対株主の株式買取請求

ティー・エム・メディカルサービス、ピナクルおよびJAWAは、当社の完全子会社であったため、会社法第785条第１項の規定に基づく株主からの株式買取請求はありませんでした。

（３）新株予約権買取請求

ティー・エム・メディカルサービス、ピナクルおよびJAWAは、新株予約権および新株予約権付社債を発行していなかったため、該当事項はありません。

（４）債権者の異議

ティー・エム・メディカルサービス、ピナクルおよびJAWAは、会社法789条第２項お

よび第３項の規定に基づき、2021年２月12日付の官報へ合併公告を掲載するとともに、同日付で電子公告を行いましたが、異議申述期限までに、本件吸収合併に異議を述べた債権者はありませんでした。

３．吸収合併存続株式会社における会社法第796条の２の規定による請求に係る手続の経過、第797条及び第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第200条第３号）

（１）吸収合併をやめることの請求

本件吸収合併は、会社法第796条第２項本文に規定する簡易合併であるため、該当事項はありません。

（２）反対株主の株式買取請求

本件吸収合併は、会社法第796条第２項本文に規定する簡易合併であるため、該当事項はありません。

（３）債権者の異議

当社は、会社法799条第２項および第３項の規定に基づき、2021年２月12日付の官報へ合併公告を掲載するとともに、同日付で電子公告を行いましたが、異議申述期限までに、本件吸収合併に異議を述べた債権者はありませんでした。

４．吸収合併により吸収合併存続株式会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第200条第４号）

当社は、ティー・エム・メディカルサービス、ピナクルおよびJAWAの資産、負債その他一切の権利義務を承継いたしました。

５．会社法第782条第１項の規定により吸収合併消滅株式会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記載がされた事項（会社法施行規則第200条第５号）

別添のとおりです。

６．会社法第921条の変更の登記をした日（会社法施行規則第200条第６号）

2021年４月１日（予定）

７．前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第200条第７号）

該当事項はありません。

以上

别添

吸収合併に係る事前開示書面

（会社法第782条第１項および会社法施行規則第182条に基づく書面）

2021年２月12日

株式会社ティー・エム・メディカルサービス

2021年２月12日

京都府向日市寺戸町初田15番地１
株式会社ティー・エム・メディカルサービス
代表取締役　片野　雄一

当社は、2020年８月20日付で株式会社ソラスト（以下「ソラスト」といいます。）、株式会社ピナクル（以下「ピナクル」といいます。）および株式会社JAWA（以下「JAWA」といいます。）との間で締結した合併契約書に基づき、2021年４月１日を効力発生日として、当社、ピナクルおよびJAWAを吸収合併消滅会社、ソラストを吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本件吸収合併」といいます。）を行うことといたしました。

本件吸収合併に関し、会社法第782条第１項および会社法施行規則第182条に定める事項は下記のとおりです。

記

１．吸収合併契約の内容（会社法第782条第１項）

2020年８月20日付で当社とソラスト、ピナクルおよびJAWAが締結した合併契約書は別紙１のとおりです。

２．合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第１項第１号）

当社がソラストの完全子会社であることから、本件吸収合併に際して株式その他の金銭等の交付は行わないことといたしました。

３．合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第１項第２号）

該当事項はありません。

４．吸収合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第１項第３号）

該当事項はありません。

５．計算書類等に関する事項（会社法施行規則第182条第１項第４号）

(1) 吸収合併存続会社

①　最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併存続会社は、有価証券報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

② 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。

③ 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
該当事項はありません。

(2) 吸収合併消滅会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
該当事項はありません。

６．吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第182条第１項第５号）

本件吸収合併後のソラストの資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件吸収合併後のソラストの収益状況およびキャッシュ・フローの状況について、ソラストの債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

したがいまして、本件吸収合併後におけるソラストの債務について履行の見込みがあると判断いたします。

以上

別紙１　吸収合併契約の内容

吸収合併契約書

株式会社ソラスト（以下「甲」という。）、株式会社 JAWA（以下「乙」という。）、株式会社ピナクル（以下「丙」という。）及び株式会社ティー・エム・メディカルサービス（以下「丁」という。）は、以下のとおり、吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（合併の方法）

甲、乙、丙及び丁は、本契約に従い、甲を吸収合併存続会社、乙、丙及び丁を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）を行う。

第 2 条（商号及び住所）

本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

＜吸収合併存続会社＞

甲）　商号：　株式会社ソラスト
　　住所：　東京都港区港南一丁目 7 番 18 号

＜吸収合併消滅会社＞

乙）　商号：　株式会社 JAWA
　　住所：　愛媛県松山市中村二丁目 7 番 33 号

丙）　商号：　株式会社ピナクル
　　住所：　大阪市中央区久太郎町二丁目 4 番 11 号

丁）　商号：　株式会社ティー・エム・メディカルサービス
　　住所：　京都府向日市寺戸町初田 15 番地 1

第 3 条（本合併に際して交付する金銭等）

甲は、乙、丙及び丁の発行済株式の全てを所有しているため、本合併に際して、乙、丙及び丁の株主に対して、その所有する乙、丙及び丁の株式に代わる株式その他の金銭等を交付しない。

第 4 条（株主総会の承認）

1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項の規定により、同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ないで本合併を行う。

2. 乙、丙及び丁は、会社法第 784 条第 1 項の規定により、同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ないで本合併を行う。

第 5 条（効力発生日）

本合併の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、2021年4月1日とする。但し、甲、乙、丙及び丁間で協議の上、効力発生日を変更することができる。

第6条（会社財産の承継）

甲は、効力発生日において、乙、丙及び丁の資産、負債及び一切の権利義務を承継する。

第7条（会社財産の善管理注意義務）

甲、乙、丙及び丁は、本契約締結日から効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営を行うものとし、その資産、負債及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、甲、乙、丙及び丁間で協議の上これを実行するものとする。

第8条（合併条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲、乙、丙若しくは丁の財産状況若しくは経営状態に重大な変動が生じたとき、又は本合併の実行に重大な支障となる事情が生じたときには、甲、乙、丙及び丁間で協議の上、本合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（協議事項）

本契約に定めるほか、本合併に関して必要な事項は、甲、乙、丙及び丁間で協議の上で定める。

（以下余白）

本契約の成立を証するため、本契約書1通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印の上、甲が原本を、乙、丙及び丁はその写しをそれぞれ保有する。

2020年8月20日

甲　東京都港区港南1-7-18 A-PLACE品川東6階
株式会社ソラスト
代表取締役社長　藤河　芳一

乙　愛媛県松山市中村二丁目7番33号
株式会社JAWA
代表取締役　高松　清

丙　大阪市中央区久太郎町二丁目4番11号
株式会社ピナクル
代表取締役　片野　雄一

丁　京都府向日市寺戸町初田15番地1
株式会社ティー・エム・メディカルサービス
代表取締役　片野　雄一

吸収合併に係る事前開示書面

（会社法第782条第１項および会社法施行規則第182条に基づく書面）

2021年２月12日

株式会社ピナクル

2021年２月12日

大阪市中央区久太郎町二丁目４番11号
株式会社ピナクル
代表取締役　片野　雄一

当社は、2020年８月20日付で株式会社ソラスト（以下「ソラスト」といいます。）、株式会社ティー・エム・メディカルサービス（以下「ティー・エム・メディカルサービス」といいます。）および株式会社JAWA（以下「JAWA」といいます。）との間で締結した合併契約書に基づき、2021年４月１日を効力発生日として、当社、ティー・エム・メディカルサービスおよびJAWAを吸収合併消滅会社、ソラストを吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本件吸収合併」といいます。）を行うことといたしました。

本件吸収合併に関し、会社法第782条第１項および会社法施行規則第182条に定める事項は下記のとおりです。

記

１．吸収合併契約の内容（会社法第782条第１項）

2020年８月20日付で当社とソラスト、ティー・エム・メディカルサービスおよびJAWAが締結した合併契約書は別紙１のとおりです。

２．合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第１項第１号）

当社がソラストの完全子会社であることから、本件吸収合併に際して株式その他の金銭等の交付は行わないことといたしました。

３．合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第１項第２号）

該当事項はありません。

４．吸収合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第１項第３号）

該当事項はありません。

５．計算書類等に関する事項（会社法施行規則第182条第１項第４号）

(1) 吸収合併存続会社

①　最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併存続会社は、有価証券報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書

等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

② 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。

③ 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
該当事項はありません。

(2) 吸収合併消滅会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
該当事項はありません。

６．吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第182条第１項第５号）

本件吸収合併後のソラストの資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件吸収合併後のソラストの収益状況およびキャッシュ・フローの状況について、ソラストの債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

したがいまして、本件吸収合併後におけるソラストの債務について履行の見込みがあると判断いたします。

以上

別紙１　吸収合併契約の内容

吸収合併契約書

株式会社ソラスト（以下「甲」という。）、株式会社 JAWA（以下「乙」という。）、株式会社ピナクル（以下「丙」という。）及び株式会社ティー・エム・メディカルサービス（以下「丁」という。）は、以下のとおり、吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（合併の方法）

甲、乙、丙及び丁は、本契約に従い、甲を吸収合併存続会社、乙、丙及び丁を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）を行う。

第 2 条（商号及び住所）

本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

＜吸収合併存続会社＞

甲）　商号：　株式会社ソラスト
　　住所：　東京都港区港南一丁目 7 番 18 号

＜吸収合併消滅会社＞

乙）　商号：　株式会社 JAWA
　　住所：　愛媛県松山市中村二丁目 7 番 33 号

丙）　商号：　株式会社ピナクル
　　住所：　大阪市中央区久太郎町二丁目 4 番 11 号

丁）　商号：　株式会社ティー・エム・メディカルサービス
　　住所：　京都府向日市寺戸町初田 15 番地 1

第 3 条（本合併に際して交付する金銭等）

甲は、乙、丙及び丁の発行済株式の全てを所有しているため、本合併に際して、乙、丙及び丁の株主に対して、その所有する乙、丙及び丁の株式に代わる株式その他の金銭等を交付しない。

第 4 条（株主総会の承認）

1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項の規定により、同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ないで本合併を行う。

2. 乙、丙及び丁は、会社法第 784 条第 1 項の規定により、同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ないで本合併を行う。

第 5 条（効力発生日）

本合併の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、2021年4月1日とする。但し、甲、乙、丙及び丁間で協議の上、効力発生日を変更することができる。

第6条（会社財産の承継）

甲は、効力発生日において、乙、丙及び丁の資産、負債及び一切の権利義務を承継する。

第7条（会社財産の善管理注意義務）

甲、乙、丙及び丁は、本契約締結日から効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営を行うものとし、その資産、負債及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、甲、乙、丙及び丁間で協議の上これを実行するものとする。

第8条（合併条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲、乙、丙若しくは丁の財産状況若しくは経営状態に重大な変動が生じたとき、又は本合併の実行に重大な支障となる事情が生じたときには、甲、乙、丙及び丁間で協議の上、本合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（協議事項）

本契約に定めるほか、本合併に関して必要な事項は、甲、乙、丙及び丁間で協議の上で定める。

（以下余白）

本契約の成立を証するため、本契約書1通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印の上、甲が原本を、乙、丙及び丁はその写しをそれぞれ保有する。

2020年8月20日

甲　東京都港区港南1-7-18 A-PLACE品川東6階
株式会社ソラスト
代表取締役社長　藤河　芳一

乙　愛媛県松山市中村二丁目7番33号
株式会社JAWA
代表取締役　高松　清

丙　大阪市中央区久太郎町二丁目4番11号
株式会社ピナクル
代表取締役　片野　雄一

丁　京都府向日市寺戸町初田15番地1
株式会社ティー・エム・メディカルサービス
代表取締役　片野　雄一

吸収合併に係る事前開示書面

（会社法第782条第１項および会社法施行規則第182条に基づく書面）

2021年２月12日

株式会社JAWA

2021年２月12日

愛媛県松山市中村二丁目７番33号
株式会社JAWA
代表取締役　高松　清

当社は、2020年８月20日付で株式会社ソラスト（以下「ソラスト」といいます。）、株式会社ティー・エム・メディカルサービス（以下「ティー・エム・メディカルサービス」といいます。）および株式会社ピナクル（以下「ピナクル」といいます。）との間で締結した合併契約書に基づき、2021年４月１日を効力発生日として、当社、ティー・エム・メディカルサービスおよびピナクルを吸収合併消滅会社、ソラストを吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本件吸収合併」といいます。）を行うことといたしました。

本件吸収合併に関し、会社法第782条第１項および会社法施行規則第182条に定める事項は下記のとおりです。

記

１．吸収合併契約の内容（会社法第782条第１項）

2020年８月20日付で当社とソラスト、ティー・エム・メディカルサービスおよびピナクルが締結した合併契約書は別紙１のとおりです。

２．合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第１項第１号）

当社がソラストの完全子会社であることから、本件吸収合併に際して株式その他の金銭等の交付は行わないことといたしました。

３．合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第１項第２号）

該当事項はありません。

４．吸収合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第１項第３号）

該当事項はありません。

５．計算書類等に関する事項（会社法施行規則第182条第１項第４号）

(1) 吸収合併存続会社

① 最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併存続会社は、有価証券報告書を関東財務局に提出しています。最終事

業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

② 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。

③ 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
該当事項はありません。

(2) 吸収合併消滅会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
該当事項はありません。

６．吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第182条第１項第５号）

本件吸収合併後のソラストの資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件吸収合併後のソラストの収益状況およびキャッシュ・フローの状況について、ソラストの債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

したがいまして、本件吸収合併後におけるソラストの債務について履行の見込みがあると判断いたします。

以上

別紙１　吸収合併契約の内容

吸収合併契約書

株式会社ソラスト（以下「甲」という。）、株式会社 JAWA（以下「乙」という。）、株式会社ピナクル（以下「丙」という。）及び株式会社ティー・エム・メディカルサービス（以下「丁」という。）は、以下のとおり、吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（合併の方法）

甲、乙、丙及び丁は、本契約に従い、甲を吸収合併存続会社、乙、丙及び丁を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）を行う。

第 2 条（商号及び住所）

本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

＜吸収合併存続会社＞

甲）　商号：　株式会社ソラスト
　　住所：　東京都港区港南一丁目 7 番 18 号

＜吸収合併消滅会社＞

乙）　商号：　株式会社 JAWA
　　住所：　愛媛県松山市中村二丁目 7 番 33 号

丙）　商号：　株式会社ピナクル
　　住所：　大阪市中央区久太郎町二丁目 4 番 11 号

丁）　商号：　株式会社ティー・エム・メディカルサービス
　　住所：　京都府向日市寺戸町初田 15 番地 1

第 3 条（本合併に際して交付する金銭等）

甲は、乙、丙及び丁の発行済株式の全てを所有しているため、本合併に際して、乙、丙及び丁の株主に対して、その所有する乙、丙及び丁の株式に代わる株式その他の金銭等を交付しない。

第 4 条（株主総会の承認）

1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項の規定により、同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ないで本合併を行う。

2. 乙、丙及び丁は、会社法第 784 条第 1 項の規定により、同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ないで本合併を行う。

第 5 条（効力発生日）

本合併の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、2021年4月1日とする。但し、甲、乙、丙及び丁間で協議の上、効力発生日を変更することができる。

第6条（会社財産の承継）

甲は、効力発生日において、乙、丙及び丁の資産、負債及び一切の権利義務を承継する。

第7条（会社財産の善管理注意義務）

甲、乙、丙及び丁は、本契約締結日から効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営を行うものとし、その資産、負債及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、甲、乙、丙及び丁間で協議の上これを実行するものとする。

第8条（合併条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲、乙、丙若しくは丁の財産状況若しくは経営状態に重大な変動が生じたとき、又は本合併の実行に重大な支障となる事情が生じたときには、甲、乙、丙及び丁間で協議の上、本合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（協議事項）

本契約に定めるほか、本合併に関して必要な事項は、甲、乙、丙及び丁間で協議の上で定める。

（以下余白）

本契約の成立を証するため、本契約書1通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印の上、甲が原本を、乙、丙及び丁はその写しをそれぞれ保有する。

2020年8月20日

甲　東京都港区港南1-7-18 A-PLACE品川東6階
株式会社ソラスト
代表取締役社長　藤河　芳一

乙　愛媛県松山市中村二丁目7番33号
株式会社JAWA
代表取締役　高松　清

丙　大阪市中央区久太郎町二丁目4番11号
株式会社ピナクル
代表取締役　片野　雄一

丁　京都府向日市寺戸町初田15番地1
株式会社ティー・エム・メディカルサービス
代表取締役　片野　雄一